

# 移動等円滑化取組報告書

## (航空旅客ターミナル施設)

2020年度実績

東京都大田区羽田空港2-6-5  
東京国際空港ターミナル株式会社  
代表取締役社長 土井 勝二

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象	計画内容	実施状況
第2ターミナル国際線施設	ターミナル内施設における施設・設備・サイン等の課題・問題の調査の実施と改善の検討(2020年度～2021年度)。	ターミナル閉鎖に伴い未実施。2021年以降に実施予定。
セルフバゲージドロップの設置	チェックインエリアにセルフバゲージドロップ(自動手荷物預け機)を設置して、航空機搭乗までの時間の短縮を図る(2020年度～2021年度)。	一部配備済み。
災害時の緊急避難について	災害時の要サポート者(怪我人を含む)の緊急避難について、マニュアルの策定をする。その際、取るべき行動が実践できること(行動マニュアル)に重きをおき、各会社・部署の責任者による机上訓練等を織り交ぜながら策定する(2019年度～2020年度)。	2019年度に完成した行動マニュアルの主要課題を防災マニュアル・ポケット版に追記し、ターミナル勤務者全員への配布により周知を実施。また、従業員対象に行動マニュアルに基づいた訓練を実施予定であったが、新型コロナ影響のために中止。代替措置として、行動マニュアルの普及の核となる防災センター職員へのインストラクター研修を実施。

### ② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対象	計画内容	実施状況

# I 2020年度の計画内容の実施状況

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対象	計画内容	実施状況
目に見えない障害者対応	第3者が判別できない(目に見えない)障害をお持ちの方が安心して利用できる施設となるよう取り組む。2020年度に具体的取り組み計画(内容)の策定。2021年度に計画案の実施(2020年度～2021年度)。	新型コロナウイルスの影響で当事者視察が実施できず。2021年度に実施予定。
第2ターミナル国際線施設内の備品の活用	空港ビルが所有する車いす、ベビーカー等を航空会社と共用して旅客利便性の向上を図る(2020年度)。	ターミナル閉鎖に伴い未実施。2022年以降に実施予定。

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対象	計画内容	実施状況
AI案内コンシェルジュの導入	旅客への館内情報案内を中心とした多言語による24時間対応の応答案内機器を導入して、サービスの向上を図る(2019年度～2021年度)。	2020年3月～9月まで設置。新型コロナウイルスの影響で一時中止。2021年7月より再開予定。
コミュニケーション支援ボードの改善	言語を使用せず指差しにてコミュニケーションが出来るツールの改善を図る(2020年度)。	配置済み。
一般エリアの点字マップの改修	第3ターミナルの拡張に伴う点字マップの改修をする(2020年度)。	配置済み。

## ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対象	計画内容	実施状況
サービス介助士の資格取得について	旅客サービスセンター新入社員(コンシェルジュ)については『サービス介助士資格』を取得させ、また、資格既得者については、サービス介助ステップアップ研修の実施をして技能・知識の向上を図る(2020年度)。	実施済み。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対象	計画内容	実施状況

- (2) 移動等円滑化の促進を達成するために講ずべき措置の実施状況

課題の改善・解決に向けて、最善の方法とすべく、有識者・障害者等のご意見を頂きながら進めたい

- (3) その他

日々のお客様からのご意見を参考として、人的対応 ・運用 ・施設 ・備品等について改善を図っていききたい

## II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況

(2021年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数 (人)	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数		視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
					総数	旅客搭乗橋 設置数			
東京国際空港 第3旅客ターミナルビル	東京都大田区	1,088	○	○	総数	29	○	○	○
					旅客搭乗橋 設置数	(20)			
【参考】東京国際空港 第3旅客ターミナルビル CIQ区域	東京都大田区	—	○	○	総数	—	○	○	○
					旅客搭乗橋 設置数				
【参考】東京国際空港 第2旅客ターミナルビル CIQ区域	東京都大田区	—	○	○	総数	—	○	○	○
					旅客搭乗橋 設置数				
(合計) 計1ターミナル	—	—	1	1	総数	29	1	1	1
					旅客搭乗橋 設置数	(20)			

### Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する 法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

	(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	○
(2)	<p>過去3年度における1日当たりの平均利用者が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。</p> <p>① 中小企業者でない。</p> <p>② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	—